疑義申立て制度の手続きフロー

「箱根町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」に基づき、落札保留期間の手続きを次のとおりとします。

開　札

注）開札後、疑義の回答が完了するまで落札決定は保留する。

⇩

疑義申立て期間
開札日の午後１時から翌日の午後５時まで

⇨ 町設計に疑義がない場合

⇩

町設計に疑義がある場合

⇩

設計書の閲覧（対象：当該入札に参加した者）
【第２号様式】金額入り設計書閲覧請求書を提出
・会社の身分証明書、社名の入った健康保険証等を提示
・自社で積算したことが分かる「入札額内訳書」又は「見積明細書」の提出

⇩

町設計の積算に疑義の疑いが残る場合

町設計の積算に疑義が無かった場合

⇩

疑義申立て（対象：設計書の閲覧を行った者）
【第１号様式】積算疑義申立て書を提出
・工事内訳書は町が指定した設計書に入札金額と一致するように個々の内訳を記載したもの。
・会社の身分証明書、社名の入った健康保険証等を提示

積算疑義として取り扱わないもの
・積算疑義が具体的でないもの。
・積算疑義が特定できないもの。
・設計図書等で確認できるもの。
・積算システムに起因するもの。
その他、当該入札に直接関係のないもの。

⇩

疑義申立ての回答
疑義申立ての結果の取扱い決定

⇩

入札無効
設計に誤りがあった場合で次に該当すること
・落札候補者に変更が生じる場合
・落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約締結後の変更契約を承諾しない場合

⇩

再度入札公告
※内容を一部変更し、改めて競争入札を行う。

入札有効
設計に誤りがあった場合でも落札候補者に変更が生じない場合で落札候補者が契約締結後の変更契約を承諾した場合

⇩

落札者決定